

【自動車検査独立行政法人からのお知らせ】

傾斜角度測定機を使用した最大安定傾斜角度の測定を行います

一部の自動車改造事業者が検査の際に提出した最大安定傾斜角度の計算書について、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないにもかかわらず適合する内容であった事実が確認されたことから、自動車検査法人は最大安定傾斜角度の検査方法の適正化の検討を行う一環として、平成17年8月の1ヶ月間、新規検査等の際、傾斜角度測定器を使用した最大安定傾斜角度の測定の試行を行います。

傾斜角度測定器により最大安定傾斜角度を測定する検査の種別等の概要は次のとおりです。

1. 傾斜角度測定器を使用して最大傾斜角度を測定する検査の種別

- (1) 新規検査（中古新規検査にあっては、最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）
- (2) 予備検査（抹消登録証明書又は予備検査証の提示があった場合にあっては、最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）
- (3) 構造等変更検査（最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）

2. 傾斜角度測定機を使用して最大安定傾斜角度を測定する自動車の具体例

- (1) 審査事務規程に規定する計算方法又は改造施工者等が作成した設計段階での計算書により算出された値（バネのたわみ値を減ずる前の値）が適用する基準に対し12度未満の自動車
- (2) 傾斜角度測定機による最大安定傾斜角度の測定を行うことができる事業者が発行した最大安定傾斜角度測定結果表の提出がある自動車であって、最大安定傾斜角度測定結果表と車両重量が相違する自動車
- (3) ハイリフト車、クレーン付き自動車等重心高さが著しく高くなる自動車等

なお、詳細については、当法人にお問い合わせ願います。

自動車検査独立行政法人 関東検査部山梨事務所 Tel 055-261-7601

検査時の合否判定に関する情報提供

1. ヘッドライトの色の判定について

継続検査における前照灯の色の判定は、審査事務規程5-57-2-2（視認等による審査）②により「白色であること」（細目告示第198条第1項第5号）と定められています。

審査は「目視等」により実施しておりますので、その製品の灯光の色が色度表等により白色の範囲であるとしても、目視により「白色でない色」であれば、不合格となります。

指定自動車等に備えられたものと同一のものは合格（細目告示第198条）となりますが、「同じような色のもの」は同一のものではありませんので、目視により合否を判定します。

2. フロントガラスの「キズ」の判定について

キズ等についての合否判定は、審査事務規程5-46-1（視認等による審査）(4)①規定により「透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないもの」となっていますから、たとえリペアしてあっても、運転者の視野を妨げるものは不合格となります。

◎検査官の判定方法についての補足

上記2項目につきましては、私達検査官も検査現場で意見の分かれるものが多少ございます。

合否について疑義が生じた場合には、必ず複数の検査官が確認の上、判断・処理することとしております。

なお、前照灯のバルブにつきましてはその灯光の色等について、また、運転視界やヒビの範囲等につきましても、鋭意研修を実施し、検査官毎に大きな見解の相違を生じないよう努力しております。